

プロジェクト マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討

項目 第 89 回退職給付専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、マイナス金利下での退職給付会計における割引率に関する検討において、第 89 回退職給付専門委員会（2017 年 6 月 26 日開催）で聞かれた主な意見をまとめたものである。

論点の識別に対して聞かれた意見**（検討にあたっての方針に対する意見）**

2. 実務対応報告第 34 号「債券の利回りがマイナスとなる場合の退職給付債務等の計算における割引率に関する当面の取扱い」（以下、「実務対応報告第 34 号」という。）では適用時期を 1 年に限っているが、現在は緊急性もそれほどなく、見解が分かれている現状では、実務対応報告第 34 号の取扱いを延長する対応も考えられるのではないか。
3. 専門委員会においては全般的に意見が分かれており、専門委員会として方向性を出すことは難しいのではないか。スケジュールを考えると、コメント期間を短縮した実務対応報告第 34 号のときの経験も踏まえ、早めに企業会計基準委員会で意思決定する必要があるのではないか。

（割引率の基礎として国債を利用することの是非に関する論点に対する意見）事務局の分析に同意しない意見

4. 利回りの下限としてゼロを利用する方法は、債券の利回りそのものを使わないことと同等であり、現行の会計基準の考え方と大きく異なるようにも考えられるため、仮に利回りの下限としてゼロを利用する方法を採用するのであれば、IFRS との整合性の観点から、優良社債を割引率の基礎とすることを原則する取扱いに改正するほうがより適切ではないか。
5. 国債と優良社債のどちらを利用しているかを開示することは、両者のスプレッドが広がってきていることを鑑みると、利用者の立場からは関心が高くなっている。

その他の意見

6. 割引率の基礎として国債を利用することの是非に関する論点については、利回りの下限としてゼロを利用する方法とマイナスの利回りをそのまま利用する方法のいず

れの方法を用いるかにより対応が変わり得るので、本検討の結論が出た後に議論すべきではないか。

7. 利回りの下限としてゼロを利用する方法は、利回りがマイナスである国債をインデックスとして用いることが不適切であることから、それを補正する考え方であると整理すべきではないか。少なくとも、「ゼロ止め」という表現は適切ではない。

論点の分析に対して聞かれた意見

(分析にあたっての前提事項に対する意見)

事務局の分析に同意しない意見

8. 年金資産の信託ファンドや退職給付信託では、年金資産に含まれる現金に対して手数料が課されている。また、当座預金についてもその開設には手数料がかかっており、現金の保有コストを全く考慮しないことは、現状の実務とは整合していないと考えられる。
9. 現金の保有コストは考慮しないことを前提にしてしまうと、それによって各論点の議論が制約を受けるので、この前提をどのように考えるのかが重要であるとする。

(論点1：マイナス金利の状況下における金銭的時間価値に対する意見)

見解1に反対する意見

10. 見解1は、インカム・ゲインがマイナスの資産には投資しないものと理解している。これに対して、見解1に反対する意見は、キャピタル・ゲインも考慮すれば投資対象になり得るとし、当該意見に対する事務局の対応案は、見解1はキャピタル・ゲインを考慮するような論理構成となっているが、この考えでは、割引率と期待運用収益率が近い概念となるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」第96項に抵触してしまう可能性があり、再検討する必要がある。
11. マイナスの利回りの資産に投資することについて、インカム・ゲインがマイナスであっても、キャピタル・ゲインがプラスになることを理由に投資が行われているとするよりも、現金の保有コストがかかることを理由に投資が行われているとする方が、理解しやすいのではないか。
12. 利回りがマイナスになれば年金制度自体を廃止することが合理的であるという意見について、年金制度は従業員の長期勤続のインセンティブの観点から存続する意義もある点を踏まえれば、利回りがマイナスであることのみで廃止することにはならないのではないか。

その他の意見

13. 金銭的時間価値について投資をイメージして議論を進めるよりも、まずは退職給付会計におけるリスクフリーレートはどうあるべきかを整理したうえで、議論した方がよいのではないか。
14. 財務諸表作成者の立場から、現金の保有コストは一般的に経費として取り扱われるものであり、退職給付債務の評価とはまったく関連性がないものであるため、議論を複雑にしない観点からも今回の検討の対象から外してもよいのではないか。

(論点2：退職給付債務の算定額に対する意見)退職給付債務を「企業固有の見積りに反映させる方法」に分類することに反対する意見

15. 退職給付債務自体には履行価値の要素もあると考えられるが、金銭的時間価値については履行価値の算定となじまず、第24項に記載している「自ら履行することにより流出する資源の評価時点における金額」の算定額は、「市場において取引される債券の利回りを参照して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて算定された金額」と「将来のキャッシュ・フローの合計金額」のいずれか低い方」という考え方は採りえないのではないか。

その他の意見

16. 議論を深める必要があることは理解できるが、事務局の分析は、他の負債の会計処理にも影響が波及してしまう可能性があることについては懸念がある。

(論点3：退職給付債務の評価と年金資産の評価の関係に対する意見)利回りの下限としてゼロを利用する方法によると退職給付債務の評価と年金資産の評価が整合しないとの意見

17. 利回りの下限としてゼロを利用する方法をとった場合、退職給付債務は変動せず、年金資産のみ期末の時価に応じて変動するので、数理計算上の差異が認識されることになる。その結果、資産と負債のデュレーションを合わせて割引率の影響が生じないように債券を保有しているにもかかわらず、想定していない損益が計上されることになり、期間損益が歪んでしまう点も考慮する必要がある。また、分析においては勤務費用と利息費用を合わせて考慮した方がよい。
18. 資産運用と負債のミスマッチは金利がマイナスでないときでも起こり得ることであり、資産と負債の評価は平仄を合わせた方がよい。

その他の意見

19. 期間損益への影響については、いずれの方法によっても違和感が生じる。しかしながら、マイナスの利回りをそのまま利用する方法による場合、退職給付債務を先行して多額に認識し、その後に負の利息費用を計上すると、期間損益の観点から、特に原価計算への影響は大きいものと考えられる。

以 上